

地域相談窓口説明資料

1 地域相談窓口を設置する目的

超高齢社会の進展に伴い、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年までに医療・介護ニーズの増加や、高齢者が抱える個別課題の複雑化・複合化が更に進むと見込まれている。こうした状況の中で、地域のネットワークを活用した複合的な支援ニーズへの対応など地域包括支援センターに求められる役割は大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、支援が必要でありながら相談につながっていない潜在的ニーズへの対応など高齢者が抱える様々な課題に対応できるよう、地域のネットワークを強化することにより、よりきめ細かな支援を実施できる体制の構築を図るため、地域相談窓口を設置する。

2 地域相談窓口に期待する役割

① 支援ニーズの早期把握・早期介入の促進

日常的な地域との関わりを通じて高齢者の生活状況を把握し、支援ニーズを早期に発見し、必要な支援へ迅速につなげること。

② 地域のネットワーク構築の推進

地域の関係団体や関係者との連携を推進し、地域における高齢者支援のネットワークの構築及び強化を図ること。

3 地域相談窓口の開設時間

地域相談窓口は本センターの運営と同様、令和 9 年 4 月 1 日から開設すること。

本センターと同様に午前 9 時から午後 5 時 30 分は窓口を開設し、開設時間中は常時相談等に対応できるよう必要な勤務体制を確保すること。

休日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

業務時間外であっても、地域住民や関係団体等からの事前の相談や要請がある場合は、本センターと調整のうえ対応すること。

また、本センターと同様に休日・夜間含め 24 時間連絡がつく体制を整えること（本センターへの電話転送対応も可とする）。

4 本センターとの連携

地域相談窓口の運営にあたっては、情報共有や業務分担など本センターと緊密に連携し一体的に運営すること。

5 設置場所の考え方

本センターの設置場所と異なる中学校区に設置することを基本とする。また、地域相談窓口の設置場所については、本センターの設置場所を踏まえ、地域住民の利便性に十分配慮して選定すること。

6 募集圏域について

市北部エリア（堺 1、堺 2、堺 3、堺 4、西 1、西 2、西 3、北 1、北 2、北 3、北 4）および市南部エリア（中 1、中 2、中 3、南 1、南 2、南 3、南 4）の各圏域に応募する法人は、本センターとあわせて地域相談窓口の設置を提案できるものとする。

地域相談窓口を設置する圏域は、市北部エリア、市南部エリアからそれぞれ 1 圏域ずつ選定する。

7 職員配置

地域相談窓口には常勤専従でいずれかの専門職を2名以上配置すること。なお、募集要項6(1)ア～ウに定める専門職各1名以上の配置については本センターと地域相談窓口を合わせた全体で各1名以上配置していれば基準を満たすものとする。また、やむを得ず欠員が生じ常勤職員の配置が困難な場合に限り、非常勤の専門職2名をもって常勤専門職1名の配置に代えることができる。ただし、少なくとも1名は常勤職員を配置すること。

8 提案に求めるもの

地域相談窓口の設置に係る提案については、特に以下の視点を踏まえた内容とすること。

- ① 圏域の特性や課題との整合性
- ② 本センターとの役割分担及び連携方法
- ③ 支援につながりにくい高齢者への対応方法
- ④ 地域との連携及びネットワーク構築
- ⑤ 利用のしやすさ及び周知方法
- ⑥ 実施体制及び実現可能性